

# 法令等の遵守について

介護保険制度における指導監督

令和7年度石垣市集団指導

介護長寿課給付認定係

# 現状

---

社会全体で老後の安心を支えるため、平成9年に成立した介護保険法（以下「法」という。）に基づき、平成12年に創設された介護保険制度は、制度開始から25年が経過しました。高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしく充実した暮らしが送れるよう高齢者の介護になくてはならないものとなっています。

また、2040年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進行が予想され、更なる介護需要の増加が見込まれます。

○石垣市的人口：49,490人（うち65歳以上12,100人）

○高齢化率：24%

（令和7年11月末時点）

# 目的

---

法第1条には、その目的として介護等が必要な人の「尊厳の保持」及び「自立した日常生活の支援」が謳われており、介護保険制度に基づく実際のサービスの担い手である介護保険施設等は、利用者（施設入所者等を含む。）に対し、これらの目的を果たすよう適切にサービスを行わなくてはなりません。

なお、介護保険施設等には、自ら法令等（運営基準1や報酬基準2を含む）を遵守する責任があります。

1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」などサービスを行うために守るべき基準に関する厚生労働省令及び解釈通知等をいう。

2 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成11年厚生省告示第19号）」など、介護報酬の算定方法に関する厚生労働省告示及び解釈通知等をいう。

# 法令遵守(コンプライアンス)とは

---

○介護サービスを提供する上で遵守すべき法律、制度、運営基準などを守ること。  
(介護保険法、労働関連の法律、個人情報の取扱い等)

○介護サービスは公益性の高い事業。利用者にとって不利益にならないよう、サービスの質を確保することが求められています。  
そのため、法令でさまざまな基準やルールが決められています。

# 法令遵守の必要性

---

○介護事業では、介護保険制度を利用してサービスを提供します。

一般の民間企業より、社会資源としての意味合いが強くなります。

また、収入の多くは介護報酬であり、保険料や税金が財源となっています。

そのため、社会に対して、さらに厳しくコンプライアンスが求められます。

# 介護保険の財源

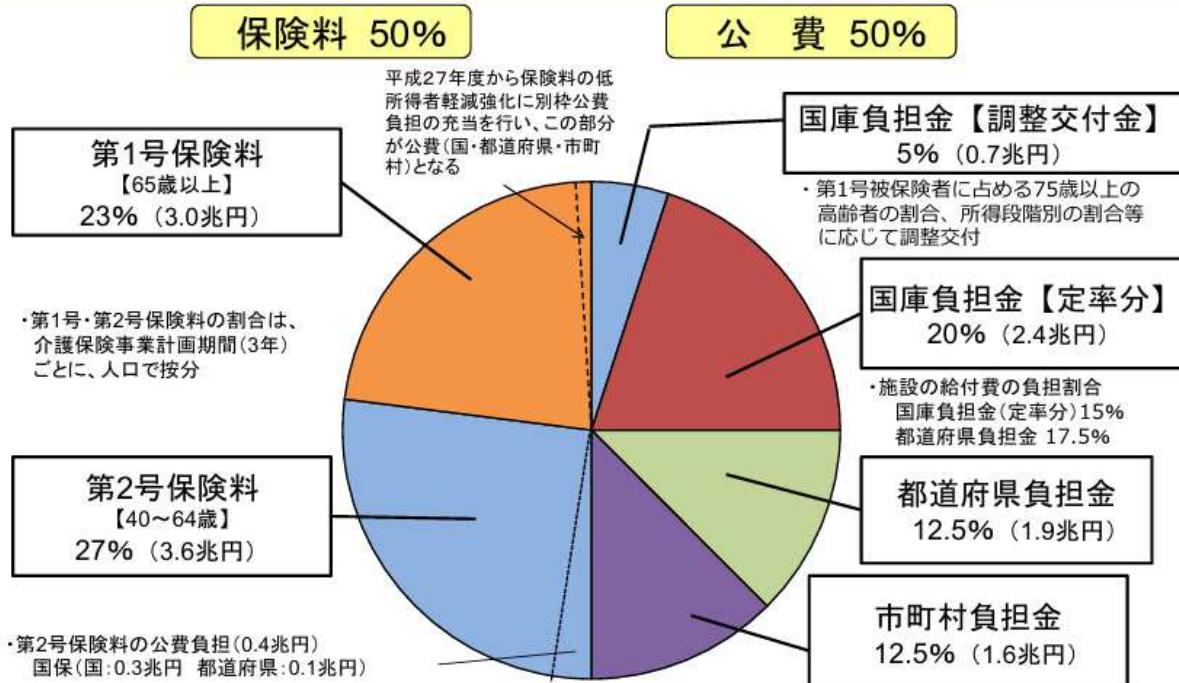
Point!

介護サービス提供の対価として事業所に支払われる費用は、国民（市民）から徴収した保険料及び国や都道府県、市の負担金（税金）そして、利用者負担分からなっています。

そのため、適切に事業運営やサービス提供等がされているかについて、運営指導等により確認しています。

## 介護保険の財源構成と規模

(令和6年度予算額 介護給付費：13.2兆円) ( 総費用ベース：14.2兆円)



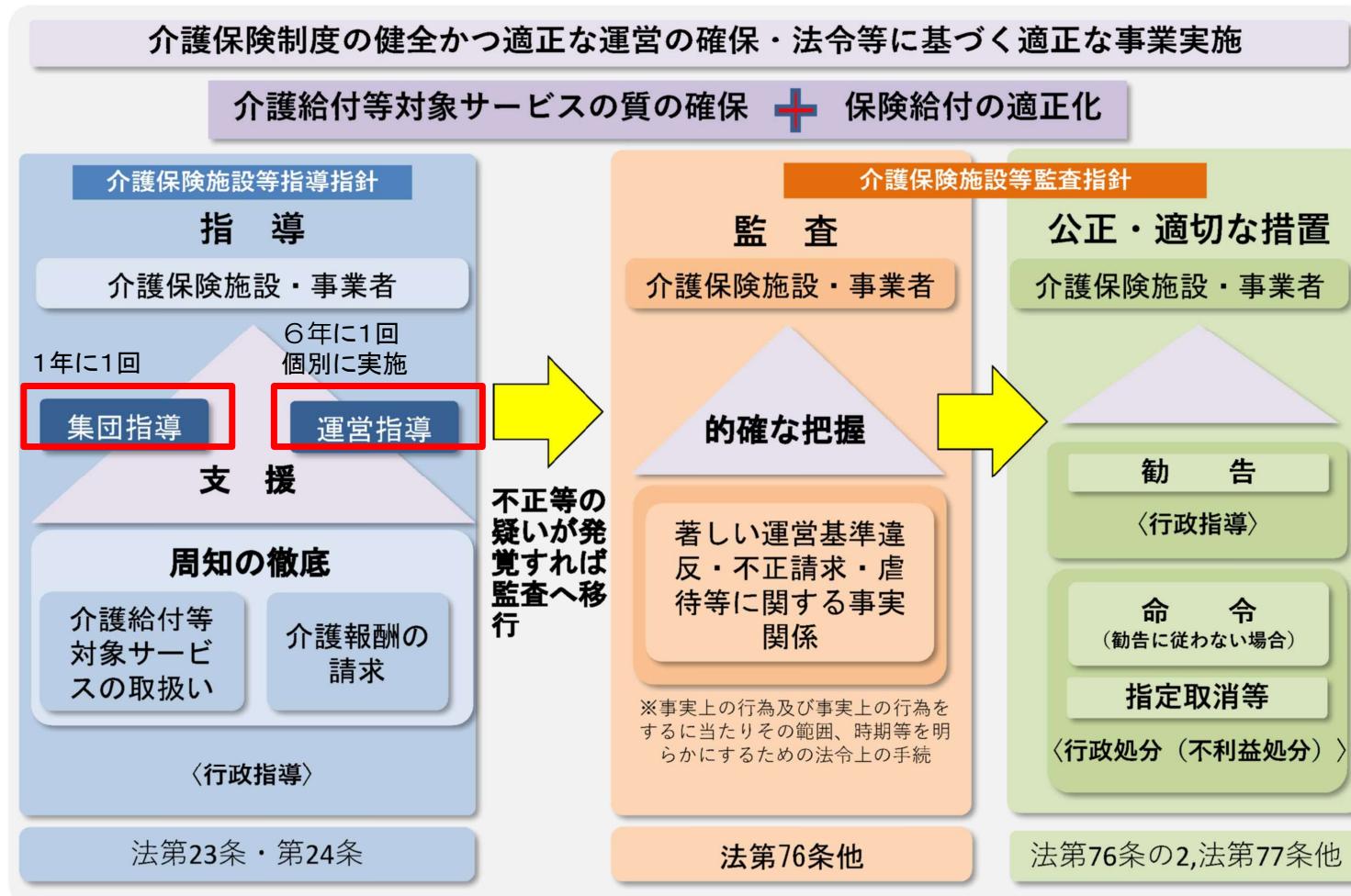
# 指導と監督

---

介護保険制度における指導監督は、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業実施の確保のため、法第23条又は法第24条に規定する権限を行使し行う「指導」、不正等の疑いが認められる場合に行う法第76条の権限を行使し行う「監査」により行われます。

指導の方法には、集団指導と運営指導があり、いずれも介護保険施設等の適正な運営の確保のために行う支援及び育成の観点から行われるものです。

## 介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



# 運営指導の方法等

---

- ①市→事　日程調整（電話またはメール）
- ②市→事　指導通知の送付（運営指導日の4週間前までに）
- ③事→市　事前提出資料の提出（自己点検シート等）
- ④市・事　運営指導実施
- ⑤市→事　運営指導結果通知（1カ月後までに）
- ⑥事→市　改善処理状況の提出（1カ月後までに）

※概ね上記の流れですが、場合によっては後日追加資料を求める場合等もあります。

# 運営指導の方法等

---

運営指導当日は、厚生労働省が定める「介護保険施設等運営指導マニュアル別添 確認項目及び確認文書」に基づき確認を行います。

ただし、必要に応じて追加確認資料を要する場合があります。



日頃から「確認項目及び確認文書」に記載のある資料等は整理しておきましょう。記録やメモはとても大事です！



「介護保険施設等運営指導マニュアル」で検索

# 監査とは

---

監査は、介護保険施設等において人員基準違反や運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合に法第76条に基づき、報告、帳簿等の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認する行為です。

運営指導は、指定を受けた介護保険施設としての一定の信頼性に基づき事業所の協力の下行われるものですが、一方、監査は立入検査の権限を行使し行政機関が主体となって行うものです。

# 運営指導から監査への変更

---

運営指導を中止して監査へ変更する必要があるのは次のような場合です。

- ・指定基準違反や不正請求等の疑いがあるという情報を入手した場合。
- ・運営指導中に、著しい運営基準違反等が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれや不正請求疑いがあると判断した場合。等

# 介護報酬の返還

---

## 1 不正請求

不正請求とは、法令や基準に違反し、かつそれを偽って報酬を請求することです。具体的には架空請求等の請求行為をいいます。

例えば、サービスを行ったように装い報酬請求を行った場合や、一定の人員基準を満たすことが要件となっている加算について、人員が不足しているにもかかわらず、人員が満たされていることを装い加算要件を満たすものと偽って請求した場合、また、サービスの所要時間による単位数が定められている場合に実際にサービスを行った時間に対応する単位数を超えた単位数により請求した場合等です。

# 介護報酬の返還

---

## 2 加算報酬の請求と返還

加算報酬の算定要件に関する誤った理解により当該要件を一つでも満たしていないなかった場合は、当該加算について自己点検の上、過誤調整を行うよう指導します。

## 3 基本報酬部分の請求と返還

提供したサービスとは異なる単位数で請求している場合や、基本単位数に減算規定があるにもかかわらず減算せずに請求している場合等も自己点検の上、過誤調整を行うよう指導します。

# 管理者の責務について

---

令和7年度石垣市集団指導  
介護長寿課給付認定係

# 「管理者」について

---

事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

介護報酬の解釈指定基準編 令和6年4月版 通称赤本（密着通所：基準第21条、認通所：基準第43条、小多機：基準第64条、GH：基準第91条、訪問型：基準第5条、通所型：基準第49条）

※管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。

# 「管理者」について

---

ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができるものとする。

- ①当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。
- ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、その職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合。

# 「管理者」について

---

## 管理業務に支障があると考えられる場合

- ・管理すべき事業所数が過剰である場合。
- ・事故発生時等の緊急時に管理者自身が速やかにかけつけることができない場合。
- ・職員及び業務の一元的な管理・指揮命令が行われていない場合。
- ・併設施設の入所者の介護・看護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて短い場合を除く）等

# 「管理者の責務」について

---

- 1 管理者は、従業者の管理及び利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 管理者は、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

赤本（密着通所：基準第28条、認通所：基準第28条、小多機：基準第28条、GH：基準第28条、訪問型：基準第22条※、通所型：基準第52条）

※訪問型サービスは「管理者及びサービス提供責任者の責務」

# 「管理者の責務」について

---

第4節 運営に関する基準は、3年に一度の報酬改定ごとに内容が変更されます。確認の意味も込めて改めて熟読してください。運営指導では、この運営に関する基準に基づいて確認を行います。

※認知症通所は第3節

管理者が内容を熟知していないと、業務の実施状況の把握や従業者へ必要な指揮命令が行えません。その結果、サービス提供が適切に行われず、利用者への不利益が生じたり、運営指導で指摘され、減算や報酬返還が発生することもあります。

# お願い

---

- 1 メールの確認はこまめにお願いします。国・県からの周知や、市からの通知など重要な内容も送付しています。
- 2 提出物の提出期限は守ってください。（運営推進会議設置届や出席依頼等定例の提出物も忘れずに！）
- 3 事業所の年間計画は、行事、研修、訓練、各種委員会等を含め計画してください。また、あらかじめ従業者や各委員へ周知し、計画的に実施してください。